

## 市民団体からの公開質問に対する回答について

平成 22 年 7 月 5 日

平成 22 年 5 月 24 日付けの質問について、下記のとおり回答いたします。

### 記

Q 太田川ダム管理所に職員が不在の場合の連絡体制について

A 平成 22 年 3 月 26 日付け河川砂防局長の回答のとおり、太田川ダムは洪水調節が自然調節方式であるため、平常時巡回・洪水時及び地震時常駐管理体制を執っております。管理所に職員がいない時にダムで異常等が発生した場合は、管理所に整備されている電話通報装置から袋井土木事務所ダム管理課職員の携帯電話に通報があり、この通報に基づき電話応答装置や袋井土木事務所に整備されている遠隔監視装置により情報を収集し、管理所への職員配備や関係機関への連絡など必要な初動体制を執ることになります。

Q 袋井土木事務所からダムへの所要時間と常駐職員を置かない理由について

A 袋井土木事務所から太田川ダムまでの距離は約 27 km で、移動時間は約 50 分を想定しています。

ダム管理所に常駐職員を置かない理由は上記 1 のとおりです。

なお、東海地震等によりダムまでの道路が寸断された状況で管理所に職員を配備する場合は、道路の被災状況に応じて自動車、バイク、徒歩、防災ヘリ等により移動手段を確保することになりますが、職員が管理所に配備されるまでの間は、袋井土木事務所に整備されている遠隔監視装置によってダム管理所と同様の情報を把握して、必要な初動体制を執ることができます。

Q 住民から警察や消防署へ通報があった場合の連絡体制について

A 太田川ダムに限らず、県が管理する道路や河川などの公共物に関して住民から警察等に通報があった場合の連絡体制については、夜間等の場合も含めて、これまでも関係機関と相互に確認しております。

なお、「太田川ダム緊急時の連絡体制」の図は、緊急時におけるダムに関する情報を関係機関及び一般への周知を図る連絡体制を示したもので、矢印はその情報の伝達経路を示しており、矢印と反対方向の情報伝達を行わないことを示した図ではありません。

Q 東海地震にあたっての危機管理体制について

A 東海地震等に対しては、静岡県地域防災計画に則り、危機管理体制を執ることになります。具体的には、警戒宣言発令と同時に施設点検手順の確認や操作方法の確認等の準備的な措置を講じるとともに情報収集を行い、発災後においては、速やかに点検を行って情報を収集し、必要な措置を講じます。

今後も、関係法令等に基づき太田川ダムの安全管理に努めていきますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。